

平成 25 年 1 月 15 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

金融庁監督局証券課証券モニタリング室 御中

「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）」に関する意見

（意見提出者及び連絡先）

一般社団法人流動化・証券化協議会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3 階

TEL : 03-3580-1156

FAX : 03-3580-1157

貴庁より平成 24 年 12 月 12 日付でパブリックコメントに付された『自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）』の公表について」における「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正案に関して、下記のとおり意見を提出致します。

なお、本意見は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案中の条文を参照しておりますが、同時に意見募集の対象になっているその他の告示改正案における同内容の箇所に対して共通の意見として申し述べるものです。

当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資者、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書と異なる意見を有する可能性がございます。本意見は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめご了承いただければ幸甚に存じます。

記

【該当箇所】

第 248 条、第 249 条、第 255 条、第 256 条、第 257 条、附則第 15 条

【意見】

標準的手法において、証券化エクスポージャーにかかる所要自己資本の額（または、リスク・アセットの額）につき、内部格付手法の場合（第 255 条）と同様に、原資産に対して算出される所要自己資本の額（または、原資産に対して算出されるリスク・アセットの額）を上限とする規定を設けるべきである。

こうした扱いにつき、標準的手法共通の扱いとして採用することが難しい場合は、まずは、国内基準行に限定し、わが国における先行的な導入を検討するべきである。

【理由および補足説明】

わが国における典型的な証券化取引事例では、取引当初において、オリジネーターが原資産に対し 10%ないし 20%程度の劣後部分等を保有する。オリジネーターが一定水準の劣後受益権等の劣後持ち分を保有する慣行は、証券化取引を資金調達手段として考えた場合に、優先部分のみを外部に売却することによる資金調達コストの低廉化を図る、相殺リスク・コミングリングリスク等の裏付資産そのものに内包される信用リスク（原債務者の信用リスク）よりはオリジネーター自身の信用リスクに強く関係するリスクをできるだけ投資家に移転しないと、様々な要因や動機を背景に、1990 年代以降、定着している。

バーゼル 2 導入以降、標準的手法採用行について、オリジネーターとして保有する信用リスク区分 6-4 以下（長期格付で BBB- 未満相当または無格付）の劣後受益権等の証券化エクスポージャーが、自己資本控除扱い（国際統一基準行にあつては、平成 25 年 3 月 31 日以降はリスク・ウェイト 1250%扱い）とされ、「証券化取引を行うと自己資本比率が低下してしまう」という現象が生じることになった。このことが、地域金融機関による住宅ローン債権・中小企業向け貸出金等の証券化取引が、平成 18 年（2006 年）後半以降、極めて限定的にしか見られない状況に陥ったひとつの原因になっている可能性がある。

また、「主要な信用リスクが第三者に移転」されていない証券化取引の場合は、オリジネーターが保有する部分は証券化エクスポージャーではなく、裏付資産に対するリスク・アセットの額を算出すればよい（第 248 条）ため、当該取引の結果、リスク・アセットの額が増加することはない（したがって、自己資本比率が低下することはない）にもかかわらず、「主要な信用リスクが第三者に移転」されている場合（すなわち、銀行が負担する信用リスクは減少していると考えられる場合）には、リスク・アセットの額が大幅に増加する（結果的に自己資本比率が低下する）ことは、合理的ではないと考える。

この点に関し、バーゼル銀行監督委員会は、2012 年 12 月 18 日に「証券化の扱いの枠組

み見直し」(Consultative Document: Revisions to the Basel Securitisation Framework)と題する市中協議文書(以下、「バーゼル委員会 2012 年市中協議文書」)を発表し、この中で、標準的手法においても、現行の内部格付手法における扱いと同様、証券化エクスポージャーにかかる裏付資産を直接保有していると仮定した場合の所要自己資本の額を資本賦課の上限とすることを提案している。

... the Committee proposes to apply a similar limitation on the maximum capital charge for originators and sponsors under the SA securitisation framework. Under such a limitation, regardless of the methodology used (eg revised RBA, SSFA, etc), an originating or sponsoring bank's maximum capital requirement for exposures to a securitisation would be limited to the capital requirement that would apply under the SA if the bank held all of the underlying exposures directly.

[バーゼル委員会は、内部格付手法(IRB)に設けられている資本賦課の上限と類似する最大資本賦課の上限を、標準的手法(SA)採用行がオリジネーターまたはスポンサーとなる証券化の枠組みにも適用することを提案する。どのようなメソドロジー(すなわち、改訂格付準拠方式、簡易当局指定関数方式等の何れであっても)を採用するかにかかわらず、証券化に対して要求される最大の資本賦課は、証券化の裏付けとなるエクスポージャーを直接保有していたとした場合に標準的手法(SA)採用行に適用され要求される所要自己資本の額となる。]

(バーゼル委員会 2012 年市中協議文書 32 ページ)

更に、バーゼル委員会は、2012 年市中協議文書にて、証券化のシニアトランシェにかかるリスク・ウェイト(所要自己資本)は、標準的手法採用行が無格付けの証券化エクスポージャーに用いることができるとされている「リスク・スルー」アプローチを、内部格付手法においても適用し、裏付資産にかかるリスク・ウェイト(または所要自己資本)を上限とすることも提案している。

... the Committee also proposes to apply a risk-weight cap for senior exposures under the IRB framework. This risk-weight cap would equal the risk weight that would apply to the underlying exposures under the IRB framework.

[バーゼル委員会は、内部格付手法にもリスク・ウェイトの上限を適用することを提案する。このリスク・ウェイトの上限は、裏付けとなるエクスポージャーに対して内部格付手法の枠組みにおいて課されるリスク・ウェイトと等しい。]

(バーゼル委員会 2012 年市中協議文書 33 ページ)

バーゼル委員会 2012 年市中協議文書における上述の提案内容、すなわち、オリジネーターたる銀行にとっての所要自己資本は、証券化の裏付資産に対して要求される額を上限とすること、および、優先トランシェのリスク・ウェイトは、裏付資産に対して課されるであろうリスク・ウェイトを超えないとすることは、証券化エクスポージャーとそれ以外のエクスポージャーの間の「クリフ」(断崖)の緩和に寄与するのみならず、証券化取引当事者の取引動機に与える影響を中立化するうえでも、大いに意義があるものと考えている。

もつとも、バーゼル委員会によるかかる提案が、バーゼル合意に正式に採用され、更には、各国における銀行の健全性規制に反映されるまでには、向こう数年の時間を要すると思われる。一方で、わが国においては、国内基準行にかかる自己資本比率規制については、必ずしもバーゼル合意に拘束されない扱いとなっていることもあり、少なくとも、国内基準行に限定して、上述のバーゼル委員会提案を先行して導入して欲しい。

バーゼル委員会は、2012 年市中協議文書で次のようにも述べている。

The process of securitisation from the originator's perspective can be viewed as similar to credit risk mitigation, as at least some risk of the underlying exposures is transferred to another party. Under this view, it would be inappropriate for a bank to have to hold more capital after securitisation than before, as its risk should be reduced through the process of securitisation.

[オリジネーターの観点からは、証券化のプロセスは、信用リスク削減に類似すると見ることができる。なぜならば、裏付けとなるエクスポージャーにかかるリスクは、若干なりとも外部に移転されるからである。このような観点に立つと、証券化取引を行ったからといって、取引を行う前よりも多くの自己資本の保有を要求されることは、不適切である。なぜならば、証券化のプロセスの結果、負担するリスクは減少しているからである。]

(バーゼル委員会 2012 年市中協議文書 32 ページ)

以上